

平成17年8月4日  
内閣府（防災担当）

## 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進 に関する特別措置法の施行について

平成16年4月2日に公布された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、同法の施行期日を本年9月1日とする政令案（1）及び同法において政令で定めることとされた「地震防災上緊急に整備すべき施設」や「対策計画を作成する者」の具体的な内容等を定める政令案（2）が、8月5日に閣議決定される見込みとなりましたので、発表いたします。

なお、同法及び同政令案の概要については、別紙1、2をご確認下さい。

- 1 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令案」
- 2 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令案」

### 【今後の予定】

平成17年8月5日 閣議

平成17年9月1日 法施行

お問い合わせ先

内閣府地震・火山対策担当

参事官補佐 中井 淳一

主 査 橘 清司

TEL:03-3501-5693

FAX:03-3501-5199

## 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行について

### 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」は、本年 9 月 1 日から施行。

### 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令

- 1 . 国、地方公共団体等が「地震防災上緊急に整備すべき施設等」として推進計画において定めるべき施設等（避難、消火、緊急輸送、ライフライン、救護の確保等）

- ・ 避難地、避難路、消防用施設、消防活動用道路
- ・ 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路、公共空地、建築物
- ・ 緊急輸送用の道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設、港湾施設
- ・ 共同溝、電線共同溝等
- ・ 海岸保全施設、河川管理施設、砂防設備、森林保安施設等
- ・ 病院、社会福祉施設、学校その他不特定多数の者が利用する公的建造物の改築等
- ・ 地域防災拠点施設、防災行政無線設備等
- ・ 井戸、貯水槽、備蓄倉庫、自家発電設備、応急的措置に必要な設備・資機材等

- 2 . 推進地域内において、津波からの避難の計画を定めるべき民間事業者（以下の施設・事業を管理・運営する者）

- ・ 劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設
- ・ 石油類、火薬類、毒物・劇物、核燃料等の危険物を取り扱う施設
- ・ 鉄道事業等の旅客運送事業
- ・ 学校、社会福祉施設
- ・ 鉱山、貯木場、動物園
- ・ 放送、ガス、水道、電気事業者等
- ・ 大規模な工場等

- 3 . その他、推進計画等に定めるべき事項（必要な教育・広報）等

# 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震

## 防災対策の推進に関する特別措置法

H16.3.26 成立 H16.4.2 公布  
公布後一年半以内に施行

内閣総理大臣

関係都道県

意見聴取(法第3条第3項)

諮問(法第3条第2項)

中央防災会議

指定(法第3条第1項)

### 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

津波からの避難等、地震防災対策に関する各種計画を作成し、その実施を推進。

**【基本計画】** 法第5条  
国の日本海溝・千島海溝周  
辺海溝型地震に係る地震防  
災対策の基本方針  
推進計画・対策計画の基本  
となる事項 等

策定 ⇄ 実施

中央防災会議

**【推進計画】** 法第6条  
津波からの防護及び円滑な  
避難に関する事項  
避難地・避難路等緊急に整  
備すべき施設の整備に関す  
る事項 等

策定 ⇄ 実施

- ・各府省庁、日銀、日赤、NHK等
- ・各府省庁の地方支分部局
- ・関係都道県、市町村 等

**【対策計画】**  
法第7、8条  
津波からの円滑な避難に関  
する事項 等

策定 ⇄ 実施

**【民間事業者】**

(津波の浸水が想定される地域)  
病院、劇場、百貨店、旅  
館、鉄道事業等を管理・  
運営する者

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し、  
地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備  
を推進【積雪寒冷地域に配慮】(法第10条)  
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地  
震防災対策の推進のために必要な財政・金融  
上の配慮(法第11条)

国による観測・測量施設等の整備(法第9条)

地震防災対策特別措  
置法による推進

大規模地震対策  
特別措置法

強化地域に指定  
直前予知を前提と  
した各種地震防災  
対策の実施

予知体制が確立  
した場合

政令第 号

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行期日は、平成十七年九月一日とする。

政令第 号

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令

内閣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第六条第一項第一号及び第二号、第七条第一項、第四項及び第六項並びに第八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地震防災上緊急に整備すべき施設等）

第一条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第一項第一号の政令で定める施設等は、次に掲げるもの（第一号から第十六号までに掲げる施設、設備又は資機材にあつては、当該施設、設備又は資機材に関する主務大臣が定める基準に適合するものに限る。）とする。

一 避難地

二 避難路

三 消防用施設

四 消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路

五 次に掲げる施設で、老朽化した住宅が密集している市街地における延焼防止上必要なもの

イ 道路

ロ 公園、緑地、広場その他の公共空地

ハ 建築物

六 次に掲げる施設で、緊急輸送を確保するため必要なもの

イ 道路

ロ 交通管制施設

ハ ヘリポート

二 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条に規定する漁港施設（同条第一号イに掲げる外郭施設、同号ロに掲げる係留施設及び同条第二号イに掲げる輸送施設（道路及びヘリポートを除く。）に限る。）

ホ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設（同項第二号に掲げる

外郭施設、同項第三号に掲げる係留施設及び同項第四号に掲げる臨港交通施設（道路及びヘリポートを除く。）に限る。）

七 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二条第五項に規定する共同溝、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第二条第三項に規定する電線共同溝その他公益事業の用に供する電線、水管その他の物件を地下に収容するための施設

八 次に掲げる施設で、津波からの円滑な避難を確保するため必要なもの

イ 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設

ロ 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設

九 次に掲げる施設で、避難路若しくは緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの

イ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備

ロ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業に係る施設

ハ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設

二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

十次に掲げる施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関

ロ 国又は地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療若しくは夜間診療を行っている病院又は救急医療に係る高度の医療を提供している病院（これらの病院のうち、医療法第七条の二第一項各号に掲げる者が開設するものを除く。）

八 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設

二 公立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）、盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校又は養護学校

ホ イ及びロに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が出入りする公的建造物

十一 農業用排水施設であるため池のうち、避難路若しくは緊急輸送を確保するため必要な道路又は人



家の地震防災上改修その他の整備を要するもの

十二 地震災害時において地域における災害応急対策の拠点として機能する施設

十三 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する地震災害に関する情報の伝達を行うため必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

十四 地震災害時において飲料水、食糧、電力その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール（浄水施設を備えたものに限る。）、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備

十五 地震災害時において応急的な措置を実施するため必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

十六 地震災害時において応急的な措置を実施するため必要な負傷者の一時的な収容及び保護のための救護設備その他の設備又は資機材

十七 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する同法第三十二条第一項に規定する緑地等

（地震防災上重要な対策に関する事項）

第二条 法第六条第一項第二号の政令で定める事項は、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項とする。  
(対策計画を作成すべき施設又は事業)

第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの(第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。)とする。

一 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物(同令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、(八)項から(十一)項まで、(十三)項イ、(十五)項、(十六)の二項又は(十七)項に掲げるものに限る。)又は同表十六の三項に掲げる防火対象物(同表一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)で不特定かつ多数の者が出入りするもの

二 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第八条第一項に規定する複合用途防火対象物のうち、その一部が前号に掲げる防火対象物(消防法施行令別表第一十六の二項から(十七)項までに掲げるものを除く( )の用途に供されているもので、当該用途に供されている部分の収容人員(同令第一条の二第三項第

一号に規定する收容人員をいう。)の合計が三十人以上のもの(その一部が同表五項口に掲げる防火対象物の用途に供されているものにあつては、当該用途に供されている部分を除く。)

三 消防法第十四条の二第一項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所

四 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)第三条の許可に係る製造所

五 高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第一項の許可に係る事業所(不活性ガスのみの製造を行う事業所を除く。)

六 毒物又は劇物(液体又は気体のものに限る。以下この号において同じ。)の製造、貯蔵又は取扱いを行う施設(当該施設において通常貯蔵を行い、又は一日に通常製造若しくは取扱いを行う毒物又は劇物の総トン数が、毒物にあつては二十トン以上、劇物にあつては二百トン以上のものに限る。)

七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第三条第二項第二号に規定する製錬施設、同法第十三条第二項第二号に規定する加工施設、同法第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する

る法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条の二に規定する防護対象特定核燃料物質の取扱いを行う同法第五十三条第三号に規定する使用施設等

八 石油コンビナート等災害防止法第二条第六号に規定する特定事業所

九 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業又は旅客の運送を行う同条第五項に規定する索道事業

十 軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の特許に係る運輸事業

十一 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業又は同法第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業

十二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業

十三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校、同法第八十三条第一項に規定する各種学校その他これらに類する施設

十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設（児童遊

園を除く。) 、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号) 第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号) 第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法(昭和三十一年法律第一百十八号) 第三十六条に規定する婦人保護施設、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号) 第五条第一項に規定する知的障害者援護施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号) 第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設

十五 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号) 第二条第二項に規定する鉱山

十六 港湾法第二条第五項第八号に掲げる保管施設である貯木場

十七 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物で内閣府令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業(当該事業の用に供する敷地の規模が一万平方米以上のものに限る

。)

十八 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路で地方道路公社が管理するもの又は道路運送法第二条第八項に規定する一般自動車道

十九 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条の免許に係る無線局（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号に規定する電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）により放送を行う事業又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の十三第一項の認定に係る委託放送業務を行う事業

二十 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業

二十一 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第四項に規定する水道用水供給事業又は同条第六項に規定する専用水道

二十二 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業

二十三 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第二条第三項に規定する石油パイプライン事業

二十四 前各号に掲げる施設又は事業に係る工場、作業場又は事業場（以下この号において「工場等」と

いう。) 以外の工場等で、当該工場等に勤務する者の数が千人以上のもの

(危険物等の範囲)

第四条 法第七条第一項第二号の政令で定めるものは、次に掲げるもの(石油類、火薬類及び高圧ガス以外のものに限る。)とする。

一 消防法第二条第七項に規定する危険物

二 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号)第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物

三 原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質

四 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)別表第四備考第五号に規定する可燃性固体類又は同表備考第七号に規定する可燃性液体類

五 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号)第三条第一項第五号に規定する高圧ガス以外の可燃性のガス

(対策計画に定めるべき事項)

第五条 法第七条第四項の政令で定める事項は、第三条に規定する施設又は事業についての日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項とする。

(対策計画の届出等の手続)

第六条 法第七条第六項の規定による対策計画の届出及びその写しの送付並びに法第八条第二項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しの送付は、内閣府令で定めるところにより、図面その他の必要な書類を添付して行うものとする。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十七年九月一日)から施行する。

(危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第二条 危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令(平成十六年政令第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。



(東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正)

第三条 次に掲げる政令の規定中「別表第四備考第五号」を「別表第四備考第六号」に、「同表備考第七号」を「同表備考第八号」に改める。

一 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十五年政令第三百二十四号)第四条第四号

二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第 号)第四条第四号

(内閣府本府組織令の一部改正)

第三条 内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号ヤを同号マとし、同号ソからクまでを同号ツからヤマまでとし、同号レ中「タまで」を「レまで」に改め、同号レを同号ソとし、同号タの次に次のように加える。

レ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年

法律第二十七号)に基づく地震防災対策に関すること。

(総務省組織令の一部改正)

第四条 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第四百四十四条第十一号中「及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)」を「、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)」に改める。

第四百四十九条第九号中「及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改める。